相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　小林　沢藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　鈴木芳之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　鈴木清三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　鈴木　茂助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　鈴木　平六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　浅野貞之丞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　浅野七五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　内田　乙吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　内田太十郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　青木　文平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　浅野　末吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　新井茂兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　小川　勇吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　浅野与兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　鈴木慶三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　鈴木　平六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　青木　文平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　浅野　末吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　新井茂兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　小川　勇吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一